

平成18年総務省告示第659号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）
 の一部を改正する告示案に対する意見募集の結果
 （平成27年5月9日～同年6月8日意見募集）

提出件数 2件

提出意見概要	考え方	命令等への反映の有無
<p>改正案を支持します。検討のご努力に敬意を表しますとともに、早期の改正を期待します。</p> <p>今後、諸外国の規制内容に合わせるという改正の主旨を鑑みて、空中線電力と空中線利得で規定する本邦の規定に対し、諸外国で多い等価等方輻射電力（EIRP）での規定に移行することも期待します。</p> <p>本改正案の説明資料に置いても、諸外国との比較表等において、誤認を招きかねない混乱が見られます。告示の改正において、誤認が生じないように配慮を期待します。</p> <p>【オムロンソーシアルソリューションズ株式会社】</p>	<p>本改正案に賛成の意見として承ります。</p> <p>なお、空中線電力と空中線利得による現行規定に関する御指摘については、今回の意見募集の対象外ではありますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし （賛成意見のため）</p>
<p>今回の告示案は、76 GHz を超え 77 GHz 以下の周波数帯の電波を使用する特定小電力の無線設備に関し、占有周波数帯幅を従来 500 MHz であったものを 1 GHz まで拡大しようとするものです。</p> <p>この 76 GHz を超え 77 GHz までの周波数帯の現在の割当ては、76-77.5 GHz については、電波天文、無線標定が一次業務に、アマ</p>	<p>76GHz 帯小電力ミリ波レーダーについては、平成9年に制度化されているところですが、この現行の技術基準においても、指定周波数帯である 76.0～77.0GHz の範囲内で占有周波数帯幅 500MHz の電波を発射することが許容されています。</p> <p>先般の情報通信審議会における審議、答申では、占有周波数帯幅の許容値を 500MHz から 1GHz に拡</p>	<p>なし</p>

チュア、アマチュア衛星、宇宙研究（宇宙から地球）が二次業務に割当てられています。

76-77 GHz 帯が能動業務である無線標定に割当てられると、受動業務である電波天文は、この周波数帯はすべて能動業務で占められてしまうため、電波天文観測が全くできなくなってしまう恐れがあります。

現在、無線標定業務である車載レーダーは、国産車であれば 500 MHz 以内の占有周波数帯幅で機能を満足して運用していると考えられます。

従って、今回告示の改定に際し、監督官庁として、

「周波数の有効利用の見地から、占有周波数帯幅が 1 GHz まで拡大されても 500 MHz 以内でレーダーの機能が満足できるなら、極力 500 MHz 以内で運用すること。」

と告示に記載するなどの方法で、能動業務側に働きかけて頂くようお願いいたします。

【個人】

大しても、電波天文等の他業務との周波数共用・共存関係において干渉の影響が増加することはない、との結論が出されており、総務省としては、これを踏まえて本告示改正を行うこととしているところで